

1 1. リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
破 綻 先 債 権 額 ①	4,022	5,813
延 滞 債 権 額 ②	11,725	20,286
3 ヲ月以上延滞債権額 ③	1,539	1,682
貸付条件緩和債権額 ④	1,595	1,159
合 計 ① + ② + ③ + ④	18,883	28,942
(貸付残高に対する比率)	(0.37)	(0.62)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成18年度末が破綻先債権額4,494百万円、延滞債権額3,111百万円、平成19年度末が破綻先債権額1,246百万円、延滞債権額2,872百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。